西農業振興Ｃミニ通信

令和４年８月号
発行 神戸市西農業振興センター
電話 975-5800
FAX975-6828

水稲共済の被害申告について

イノシシ等の獣害や病虫害及び台風や大雨等により、全耕地の基準収穫量に対して減収量の合計が 2 割を超える減収または１筆につき 5 割を超える減収が見込まれる被害が発生した場合は、農会長を通じて下記の連絡先までご連絡をお願いします。

被害ほ場の刈り取りが終わっていると評価ができませんのでご注意ください。

（連絡・問い合わせ先）NOSAI ひょうご神戸事務所　電話　２２０－００４４
または 西農業振興センター水稲共済担当　電話　９７５－６８９５

農地や農業用施設が被災したら早めの御連絡をお願いします

夏から秋にかけての季節は台風や局地的な大雨など、天災による被害が危惧されます。被害の規模によっては、災害復旧事業に国からの補助が受けられる場合があります。

今後、農地や農業用施設が被災されましたら、７日以内に下記までご連絡ください。

- 農業用施設（農道、ため池、水路など）の被害
- 農地（田、畑など）の被害

（連絡先）JA 神戸西資産管理センター（電話 974-4565）　または、お近くの JA 各支店

農地集約をすすめる「地域計画」を策定しましょう

国の法改正により、地域内農地の将来を具体的に描くために「地域計画」（旧：人・農地プラン）を策定することが義務化されます。背景には、農家の減少や耕作放棄地の拡大を食い止めるために、農地を集約し、新たな担い手を確保するなどのねらいがあります。

「地域計画」とは、農地一筆ごとに将来の利用を特定し、農地の貸し借りの意向などを見える化した「目標地図」を柱に、「人・農地プラン」を一歩進めた形のもので、地区（集落等）ごとに策定するものです。

今後、集落などの地域単位で話し合いを行い、関係法が施行される令和 5 年 4 月から 2 年以内に策定する必要があります。

詳細については、順次広報します。

（問）西・北農業振興センター・市農業委員会

あなたの街に KOBE マイナカーが伺います。

1　神戸市民５名以上からお申し込み可能
2　マイナンバーカードの申請ができます。
3　写真撮影無料
4　神戸市民の方は持ち物が揃っていればカードはご自宅へ簡易書留でお送りします。

詳際はこちら

神戸市マイナンバーカードコールセンター
☎078-600-2910（9 時～20 時）